

議案第 8 3 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

ひたちなか市手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部(1)の款中「450円」の次に「(多機能端末機を利用して交付することができる証明書を多機能端末機により交付する場合においても、同額とする。)」を加える。

付 則

この条例は、令和6年11月15日から施行する。

ひたちなか市手数料条例新旧対照表

旧				新				備考
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)				
区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
略	略	略	略	略	略	略	略	
2 戸籍	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付(同法第10条の2第2項の規定に基づく戸籍証明書の交付を除く。)	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき 450円	2 戸籍	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付(同法第10条の2第2項の規定に基づく戸籍証明書の交付を除く。)	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき 450円 (<u>多機能端末機を利用して交付することができる証明書を多機能端末機により交付する場合においても、同額とする。</u>)	
略	(2)～(8) 略	略	略	略	(2)～(8) 略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	